

平成 27 年度福岡県農林水産物ブランド化推進協議会事業  
「福岡県産農林水産物を使用した料理を核とした観光客向け P R」  
業務委託仕様書

1 委託事業の目的

福岡県産農林水産物のブランド化を促進するため、福岡県農林水産物ブランド化推進協議会（以下、「協議会」という）が主体となって実施する認知度向上対策の一環として、福岡県産農林水産物の認知度を高めることに加え、食を目的とした観光客の誘致を促進することを目的とした企画の提案を募集するもの。

2 委託業務の内容

(1) 委託事業名 福岡県産農林水産物を使用した料理を核とした観光客向け P R

(2) 委託期間 契約締結の日から平成 2 8 年 3 月 1 5 日まで

(3) 委託業務内容

- ・福岡県産農林水産物を使用した料理を提供するホテル、旅館、レストラン等を募り、メニューを作成後、フェアとしてその取組みをメインに観光情報を盛り込み、観光情報誌等により情報発信してください。

※ 1 対象品目（福岡県の主な農林水産物）

いちじく「とよみつひめ」、米「元気つくし」、「博多和牛」、「はかた地どり」、  
「博多ぶなしめじ」、「福岡のり」、「牡蠣」、「とらふぐ」、「カナトフグ」、  
「いか（一本槍）」、「豊前本ガニ」、「博多なす」など  
（その他、可能な限り広く福岡県産食材を使用）

- ・また、当該施設においてメニューを実食した利用者に対し、アンケート調査を行い、その結果を分析してください。

(4) 実施期間

契約締結後～平成 2 8 年 2 月中までの間に、1 か月以上実施してください。

(5) 事業実施報告書の作成

事業の実施内容を記載した事業実施報告書の作成

（正本 1 部、副本 1 部のほか、電子データにより提出してください）

3 契約上限額

金 2, 7 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含みます）

#### 4 業務実施上の条件

- (1) 福岡県産農林水産物を利用したメニューの内容については、企画案を基に、協議会事務局と協議の上決定すること。  
具体的には、「対象品目」をメイン食材としたメニューを考案するものとし、新たに福岡の名物料理となるようなメニューとしてください。
- (2) メニュー提供施設においては、企画終了後も定番商品となるよう努めること。
- (3) 実施期間は、来客者がすぐにフェア内容がわかるよう、メニュー提供施設内に必要な装飾等を行うものとし、県産農林水産物や観光等のパンフレットを設置すること。
- (4) 業務の執行にあたっては、協議会事務局及び関係機関との連携を密にして遂行すること。
- (5) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又は他の目的に使用しないこと。
- (6) 業務上の成果品に係る著作権は、原則として協議会に帰属することとし、受託者に著作権が留保される場合であっても、協議会が業務遂行に必要な限りにおいて成果品を利用できるよう努めること。
- (7) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料等）の一切を含むものとする。
- (8) 提案にあたっては、PR（広報宣伝）内容、メニュー提供店や使用想定食材を具体的に記載すること。